

国分寺市教育委員会議事録 - 第8号

会議の種類 第6回国分寺市教育委員会定例会
会議の日時 平成30年6月28日(木) 午前9時30分
会議の場所 国分寺市立教育センター 5階 教育資料室

会議の出席者

教育長 古屋 真 宏

(教育委員)

教育長職務代理者 富山 謙 一

委員 高橋 道 子

委員 戸塚 晃

委員 佐久間 博 美

(職員)

教育部長 堀田 順 也

教育総務課長 日高 久 善

学務課長 中島 弘 美

学校指導課長 松浦 素 明

統括指導主事 大島 伸 二

指導主事 關 友 矩

指導主事 三浦 尚 介

社会教育課長 千葉 昌 恵

ふるさと文化財課長(統括) 櫻井 明 徳

公民館課長兼本多公民館長 山崎 明 子

恋ヶ窪公民館長 野中 哲 也

もとまち公民館長 豊泉 早 苗

並木公民館長 本望 慎 一

図書館課長兼本多図書館長 藤川 浩 二

書記 千田 孝 一

書記 大嶽 みなみ

傍聴者 3名

〔開会と署名委員の指名〕

午前9時30分、教育長は開会を宣し、署名委員として2番高橋委員、3番富山委員を指名した。

〔前会議事録の承認〕

・平成30年4月26日開催の平成30年第4回国分寺市教育委員会定例会議事録第6号

〔教育長等の報告〕

教育長 おはようございます。お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。大変暑い日が続いておりますが、まだ梅雨は明けないようでございます。昨日までの日程で、小学校の移動教室第3期を実施し、日光に子どもたちが行ってきました。大きなけがや事故もなく、今年度の日光移動教室を終了いたしました。また、6月に入ってプールの指導も始まっておりますので、安全第一に進めていけたらと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

2点御報告をさせていただきます。6月18日の大阪府北部を震源といたします地震で多くの方がお亡くなりになりました。深く哀悼の意を表するとともに、被災されました皆様方には心からお見舞いを申し上げます。

また、この地震により、ブロック塀が倒壊して下敷きになった児童が亡くなる事故が発生しております。これを受け、国分寺市教育委員会におきましても、市内の小中学校15校の緊急点検を実施いたしました。その結果、建築基準法施行令に規定する2.2メートルを超えるものはなかったのですが、控壁の設置が必要と思われるものが小学校2校で確認されました。現在、当該場所につきましては、児童が近寄らないように指導を徹底するとともに、至急、修繕等必要な対応を図るよう進めております。

詳細につきましては、この後、教育総務課長から説明をさせます。それでは、教育総務課長、よろしくお願いいたします。

教育総務課長 ただいま、古屋教育長より御報告がございました控壁の設置が必要と思われるブロック塀のありました小学校2校は、第三小学校と第六小学校でございます。第三小学校につきましてはプール内に2か所、第六小学校につきましてはプール内に1か所と学校北側の敷地と道路の間に1か所ございました。プール内の塀につきましては、児童が近寄らないよう両校とも先生方が立ち会い、安全を確保し水泳指導を行っております。この塀の改修等につきましては、現在業者と契約の手続を進めております。早急を実施してまいりたいと考えております。

また、卓上に配布させていただきましたのは、6月22日に教育委員会より報道機関へプレスリリースした内容でございます。御確認いただければと思います。簡単であります。説明は以上になります。

教育長 迅速な対応ということで進めさせていただいております。今後は、学校のブロック塀の対応だけではなく、通学路の点検等もさせていただき、子どもたちへの注意喚起を図っていきたいと考えております。

2点目の御報告をさせていただきます。さきの平成30年第2回国分寺市議会定例会におきまして教育委員の選任の議案を提出いたしました。6月7日に全員賛成で議会の御同意をいただき可決されました。国分寺市内にお住まいの大木桃代さん、53歳で、現在、文教大学の教授をされている方でございます。高橋委員が9月5日で御退任ということになり、

その後大木委員が着任されますので、御報告をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

〔議事〕

1 議案第37号 平成25年度における国分寺市教育委員会職員の夏季休暇の特例に関する規則を廃止する規則について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

特例適用期間終了から一定期間経過したことに伴い、平成25年度における国分寺市教育委員会職員の夏季休暇の特例に関する規則(平成25年教委規則第7号)を廃止する必要がある。

教育総務課長 この規則は、当時、教育部社会教育・スポーツ振興課という所属名でございましたが、9月の東京国体の開催まで業務多忙により夏季休暇取得期間である7月1日から9月30日までの間に、当該休暇を取得することが困難であるため、特例として東京国体の業務を担当する職員は、1か月延長した10月31日まで夏季休暇を取得できるように規定したものでございます。特例適用期間の終了から一定期間経過したことに伴いまして、今回規則の廃止をする必要があることから御提案させていただいたものでございます。

(意見・質疑の要旨)

教育長 組織の改正もございまして、スポーツ担当の所管が市長部局に移りましたので、それに伴っての廃止となります。

(採決)

原案どおり可決(全員一致)

2 議案第38号 欠員補充に伴う国分寺市社会教育委員の委嘱について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

国分寺市社会教育委員の退任による欠員を補充するため、国分寺市社会教育委員の設置に関する条例(昭和35年条例第4号)第2条の規定により、委員を委嘱する必要がある。

社会教育課長 1枚おめくりください。社会教育委員の候補者名簿をお示しさせていただいております。候補者として高島恵生様、国分寺市文化団体連絡協議会より御推薦をいただいております。

経緯といたしましては、国分寺市文化団体連絡協議会で委員の改選がございまして、会長が代わることによるものでございます。高島恵生様につきましては、文化団体連絡協議会で、平成12年から平成27年まで副会長をされており、平成28年及び平成29年については会計をされておりました。平成30年の改選により会長を指名されております。活動といたしましては、邦舞連盟で昭和52年から平成8年まで副会長、平成9年から現在まで会長を担っていらっしゃる方でございますので、社会教育委員としてこの責を担っていただくにふさわしい方と思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(意見、質疑の要旨)

佐久間委員 課長から御紹介がありました、候補者の高島恵生様は、市内では日本舞踊の花柳鍛冶鳳さんとしてのほうが大変有名で、御活躍なさっていらっしゃる方です。平成15

年から始まりました国分寺市伝統文化子ども教室に、熱心に取り組まれていらっしゃいまして、講師会の会長をお務めになられています。この度、国分寺市文化団体連絡協議会の会長に就任されましたが、課長からも御紹介ありましたように、これまでも長きにわたり役員をお務めで、国分寺市文化団体連絡協議会の中心メンバーとして大変広く文化活動に取り組まれ、皆さんから本当に頼りにされている方です。とても明るくて行動力のある方です。社会教育委員として御活躍いただけることは、ありがたいと思っております。

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

3 議案第 39 号 国分寺市史跡武蔵国分寺跡保存整備委員会委員の委嘱について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

任期満了に伴い、国分寺市史跡武蔵国分寺跡保存整備委員会設置条例（平成 23 年条例第 26 号）第 3 条の規定により、委員を委嘱する必要がある。

ふるさと文化財課長（統括） 本案につきましては、委員の任期満了に伴いまして、資料にございます委員 10 人を、改めて教育委員会より委嘱する必要があることから提案するものでございます。

委員は全て再任で、任期は本年 7 月 8 日から 2 年間ということになります。

(意見・質疑の要旨)

富山委員 私は、全員の再任について賛成いたします。再任するに当たって私の感想を一言述べさせていただきます。国分寺市の文化財の発掘、保存整備、そして活用という面で昨年度随分成果を上げたという印象を持っています。

武蔵国分寺跡では講堂が整備され、その後、金堂が整備されました。金堂の整備に当たっては、整備、保存を超えて活用という視点に大きく踏み込んだ新しい整備保存のあり方が如実に見えるという感想を持っております。通常、保存整備の時には、建物の場合礎石の柱の部分だけを残していくのですが、今回の金堂の保存整備に当たりまして、市民の方々が活用しやすいという視点に立って、須弥壇を復元していただきました。須弥壇の上に本尊 3 体の位置を円でわかるように示し、須弥壇の四隅に四天王がいた位置もしっかりと示していただいております。なくなってしまった金堂ではありますが、柱の礎石を見ると同時に、須弥壇、本尊の位置、四天王の位置が復元整備されておりますので、訪れた方たちは非常にイメージを膨らませやすくなっており、活用の視点を重視した保存整備がされたと私は思っております。

再任するに当たりまして、発掘や保存整備に留まらず、市民の方が豊かな歴史をイメージしやすいような保存整備が今後もなされていくことを期待しています。

教育長 今回、全ての方が再任でございますが、新任の方に委員をお願いするという考えは担当課としてはなかったのでしょうか。

ふるさと文化財課長（統括） こちらの委員の皆様のご職務については、史跡武蔵国分寺跡及び東山道武蔵道跡の整備で非常に専門性の高いものでございます。そのため、担当としましては、できましたら引続きこちらの 10 人に委員をお務めいただきたいということで、再任を御提案させていただきました。

教育長 富山委員から整備の状況について高く評価をいただきましたので、今後とも活用、充実のためにぜひ御尽力いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

(採決)

原案どおり可決(全員一致)

〔協議〕

なし

〔報告〕

1 平成30年第2回定例会の一般質問について

(事務局からの説明)

教育部長 平成30年第2回定例会における一般質問の概要について、簡単に御報告をさせていただきます。

資料1ページ、吉田議員でございます。1番で小中一貫教育について質問がございました。今まで取り組んできた小中連携教育をさらに推進しながら、小中一貫校の導入についても研究していきたいという御答弁を申し上げてございます。

おめくりいただきまして、3番のだて議員です。2番でSDGsについて質問がございまして、今後の課題については各学校でそれぞれの教科の中で個別に取り上げていく旨、3番の図書館については、長期の未返却の図書の実態、都立多摩図書館との連携の事例を紹介させていただいてございます。5番の防犯対策についてですが、こちらの中では防犯カメラを各小学校5台ずつ、計50台を設置している中身を御報告申し上げてございます。

3ページになりまして、4番の新海議員でございますが、3番で文化財等の活用について御質問をいただきました。民俗資料室の管理のあり方、本多祥応寺の「コノテガシワ」の東京都への指定の取組で、その強化をお願いしたいという趣旨の中身でございました。

5番、田中議員でございます。3番の太陽光パネルの設置についてということで、現状の校舎について設置ができないかという御質問をいただきまして、荷重等と構造等の関係ですぐにというお話はなかなかできないということで、今後考えていきたいと御答弁を申し上げます。

ページをおめくりいただきまして9番、尾作議員になります。6番で公文書管理についてということで、国分寺市文書管理規則第18条に、ふるさと文化財課長へ保存期間が終わった文書の引継ぎについての規定がございまして、その実態についての御質問をいただきまして、現在この規定に基づき引き継がれた文書がない旨、お答えをしております。

おめくりいただきまして10番、高橋議員でございます。3番の食育推進施策についてで、給食への「こくベジ」の使用率を御答弁申し上げます。4番の公共施設で公民館における備品の購入のあり方について御説明申し上げます。

8ページの13番、中山議員でございます。4番、教育環境の整備をということで、校舎を増築する際に余裕教室をどのように考えるか、複合施設化をしていく上でどのように考えるかという御質問をいただきましてございます。現状の考え方について御説明申し上げたところでございます。

ページをめくっていただきまして10ページの16番、木島議員でございます。2番で青少年の相談環境の整備についてということで、東京都が実施している「こたエール」の取

組について各学校へ紹介している旨、御答弁を申し上げます。

11 ページの幸野議員でございます。2 番で学校の施設整備・学級サポートについて、御質問を頂戴しました。第三小学校及び第四小学校の校庭が狭いという御指摘についてと新任教員への支援体制などについて御答弁を申し上げます。

おめくりいただいて 13 ページ、20 番の及川議員です。2 番で都立多摩図書館についてということで、西国分寺駅から都立多摩図書館までのアプローチについて、利用者からどのような声があるかということで、特に分かりづらいという声は上がっていないという旨を御報告させていただいております。

21 番、本橋議員でございます。5 番の古民家の保存についてということで、古民家調査の実態について御報告を申し上げます。8 番で小・中学校のLED化についてどのように進めていくのかという御質問を頂戴しました。今後については、大規模改修等にあわせて随時進めていく旨の御答弁を申し上げます。

最後に 14 ページ、23 番の尾澤議員でございます。3 番の学校体育施設についてということで、校庭の自由開放をといた御質問をいただきましたが、現行の枠の中ではなかなか少し難しいというお話をさせていただいております。4 番の公民館について、公民館の個人利用や物品販売についての御質問をいただいて、現状の御説明を申し上げます。

(意見・質疑の要旨)

教育長 様々な視点から多岐にわたって御質問をいただいたところでございます。

2 寄附の受領について

(事務局からの説明)

教育総務課長 2 件の御寄附がございました。1 点目につきましては、近藤裕様より書籍 22 冊をいただきました。本に親しんでもらいたいということで、市内の小中学校などに御寄附をいただきました。

2 点目につきましてはトランペット 1 本の寄附でございます。第五中学校へ寄附されております。吹奏楽部の子どもたちに活用していただきたいという趣旨でいただいたものでございます。

(意見・質疑の要旨)

教育長 大変ありがたいことだと思っております。

3 国分寺市教育委員会運動部活動の在り方に関する方針について

(事務局からの説明)

統括指導主事 平成 30 年 3 月にスポーツ庁から運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインが出されたことを受け、東京都教育委員会において運動部活動の在り方に関する方針が、4 月に策定されました。その中では、市教育委員会において設置する学校に係る運動部活動の方針を速やかに策定し、所管の学校においても学校の運動部活動に係る活動方針を策定することとなっております。お手元の資料は 5 月 14 日に策定した国分寺市の方針となります。

方針の内容については、基本的に国や都の方針に基づいて定めております。特に 4 ペー

ジに記載のある休養日や活動時間については、成長期にある生徒は運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう定めたものであり、本方針に則って市内の各中学校で方針を作成し、適切に実施するよう指導をしております。

また、2ページのイには、部活動指導員の任用について記載がございますが、現在、都に申請をしているところでございます。今後、決定通知が届き次第、各校に配置をしていきたいと考えております。

なお、本方針の内容については、教員の働き方改革の一環としても重要な取組になると考えており、その点も踏まえ今後の実施状況等を適宜把握をしております。

(意見・質疑等の要旨)

富山委員 質問が2点あります。1点目は、説明にもありましたとおり、スポーツ庁からガイドラインが出され、東京都教育委員会が4月に方針を策定し、各市が活動方針を策定するという形で進んできたのがよくわかります。1つは、これをどのように周知徹底するかについてです。部活動につきましては、歴史的な背景や学校体育的な背景もあってなかなか難しい部分があるかと思えます。また、家庭教育と保護者のニーズもありますので、それを踏まえた上で、学校内においてどのように周知徹底するのかという点が1つの質問です。

もう1つは、子どもたちの豊かな1週間、1か月、1年、3年、6年という発達段階に応じて、広く見たときに、例えば学校では部活動の休養日は2日としたときに、その子どもは地域のスポーツ活動に入れば、例えば土曜日や日曜日にその活動をしていきます。そうしますと、いわゆる社会体育の人たちにどのように周知徹底していくかが2点目の質問です。社会体育の人たちに運動部活動の在り方に関する方針の拘束力があるかについては脇に置きますが、学校ではこのように考え、このようなことを行うということを、市民や社会体育をしている人たち、特にリーダーシップをとる人たちへの情報の提供、啓発活動をどのようにお考えなのかについて質問させていただきます。

統括指導主事 1点目は周知の徹底についてですが、現在、学校では学校の方針を定めて作成をしております。併せて年間の活動計画も作成し、その2点について市教育委員会に御提出をいただき、内容を確認した後にホームページで公表という手順になっております。ホームページでの周知を図っていくとともに、各学校では保護者に対しては、別途その方針をしっかりと伝えていく場を設定してお伝えをしていきますので、そのような機会をもとに御理解いただいて、周知徹底を図っていくことが大事であると思っております。

2点目については、学校指導課長からお答えをいたします。

学校指導課長 今回の方針は、あくまでも学校の部活動の在り方についてということで作成しました。子どもたちの中には毎日でも部活動、運動を行いたいというお子さんもいますし、保護者の方もそのようなニーズがあるということも聞いております。しかし、子どもたちの成長を考えたときに、やはり休養を入れることも必要ですし、発達の過程では、1つの運動だけをずっとやり続けるのではなくて、余暇的な時間もつくりながら、様々な文化的なものに触れる時間も必要ではないかと考えております。社会教育、もしくは地域の体育協会等の団体等がありますが、例えば部活動の日数が減るからそちらでやってくださいという考え方はありませんので、特段こちらを周知して学校でできない分を補ってくださいという連携を図る予定はありません。この方針については、各学校、もしくはその子どもたちから当然、所属しているスポーツクラブ等にも話は伝わっていると思えます

が、特段今のところは教育委員会として、そのような社会教育、社会体育的な団体に何か改めて説明するということは、予定はしておりません。

佐久間委員 運動部活動が、教員、生徒双方にとって過度な負担となることがなく、適正に行われるということは大切なことで、そのための方針として必要なものであると思います。スポーツ庁が定めて、東京都の教育委員会から周知されていますので、ほかの市でもこの方針は定められるのだらうと思います。運動部活動は競技スポーツという性質上、やはり先ほど課長もおっしゃっていましたが、毎日練習したい、強くなりたいという気持ちがあって当然ですし、他市の学校との試合がありますので、練習の制約を行うに当たっては、市を越えて足並みをそろえて守っていくことが必要だと思えます。この点について、既にほかの市でも取り組んでおり、早速始めるということによろしいのでしょうか。

統括指導主事 こちらについてはスポーツ庁及び都から示されておりまして、都全体でこの方針で取り組んでいくと考えております。国分寺市教育委員会運動部活動の在り方に関する方針の中で、例えば大会で練習を続けざるを得ない時期があった場合には、その代替の休養日をほかの時期に設けることも盛り込まれております。その点も踏まえながら学校で工夫をして進めていくことになると思えます。

もう1つは、中学校体育連盟もこの方針については御理解をいただいておりますので、大会等もその内容を踏まえて進められると考えております。

教育長 中学校体育連盟から、今後、大会の在り方や回数などを見直していくというお話もいただいております。全都的、また全国的に取り組んでいくことだと思えますので、御理解いただきたいと思えます。

今回、運動部活動ということですが、文化部についてはどのようになっているのでしょうか。補足説明をお願いいたします。

統括指導主事 そちらにつきましては、4ページの3番、「適切な休養日等の設定」のうちには、「休養日及び活動時間等の設定については」の後ろに、運動部共通あるいは学校全体共通の部活動休養日を設けることということも入っており、運動部だけに限らずに、学校全体として考えてくださいという点が盛り込まれております。また、先ほどの説明でも申し上げましたが、こちらについては教員の働き方改革にも大きく関係しております。運動部だけでなく文化部を担当している教員についても、学校としては考えていかなければいけないと考えております。

教育長 ぜひ御指導よろしくお願ひしたいと思えます。

高橋委員 今回の方針では、子どもの指導に当たる教員の働き方改革の中で、運動部の顧問にとってはおそらく過度な負担に対して、学校としてどのように取り組まなければいけないかということが示されていると思えます。しかし、この時期の発達途上の子どもにとって、運動はどのようになされるべきなのかという、子どもに視点を当てた形での方針がまずつくられているような気がいたします。

指導に当たる教員の負担への配慮として、2ページの上から3行目に「部活動指導員の任用・配置に当たっては」と記載があります。先ほど統括指導主事からは部活動指導員の任用について、現在、都に申請中であるというお話がございました。部活動指導員はどのような形で部活動に携わるのか、もう少し御説明をいただきたいと思えます。

学校指導課長 これまで部活動には必ず顧問がいて、顧問の教員が指導、引率、大会運営や審判など多岐にわたって行ってまいりました。中学校体育連盟の競技規則にも、必ず教員である顧問が引率することとなっております。しかし、全学校に必ず専門的な指導が

できる教員がいるわけではありませんので、教員は管理顧問として登録し、若干の謝礼を払うなどして専門性のあるボランティアの方に外部指導員を依頼して具体的に子どもたちの練習内容の決定、指導や大会での審判を行っておりました。その場合でも大会には教員がついて行かなければ参加が認められませんでした。

部活動指導員は、教員にかわる人材として、校長が最終的に面接をして決定いたします。その部活動を専門的に受け持ち、完全に教員としての顧問の代わりになりますので、大会の引率、日ごろの練習、審判など全て行うことができます。そのような人材を東京都もしくは国が補助金を出して配置することができるという決まりになりました。また、中学校体育連盟において、こちらは全国で共通ですが、そのような方でも大会への引率ができると規則を変えていただきました。この制度ができれば、例えば子どもにとっては部が廃部になるという危機感がなくなる、指導者がいないため無理にその部の顧問になってほしいと言われる教員もいなくなるという効果は期待できるのではないかと思います。ただし、しっかりと指導できる人材がいるかという課題はありますので、人材発掘をしていかなければならないと考えております。

高橋委員 運動部は多種にわたって活動をしているような気がいたしますが、それぞれについての運動を個々が指導できる形になりますと、各学校で相当な数の任用配置になります。また、部活動指導員の働き方を考えますと、部活動の時間は午後のある一定時間以降で、それまでは活動の場がありません。その状況でスペシャリストが果たしてそれだけたくさん発掘されるのだろうかとも思います。あまり心配ばかりしても仕方ありませんが、現在、都は1校あたり何人申請できると各学校に連絡をしているのですか。これからの働きかけがさらに必要だと思っております。

学校指導課長 東京都が想定している数は各校1人です。補助金が出る数が1校1人分となっておりますので、複数人の場合には市などでお金を用意することになると思っております。

御心配されていますように、そのような方が本当にいるかについてはなかなか難しいと思います。ただ、想定できるのは、例えば再任用などが終わった先生方で、まだ非常にお元気で部活を続けてやりたいという方がいらっしゃる場合です。退職する再任用後の教員としての雇用がありませんので、部活動指導員で指導をしていただくことをお願いできれば、技術指導だけでなく、生徒指導、生活指導も全てやっていただけるのではないかと考えております。ほかにも、時間講師で学校に来ている方で、1日の勤務時間が超えなければ、その時間帯は部活動指導員としての雇用ができるのではないかと考えており、可能であるか調整していきたいと考えております。ほかにもどのようなものがあるか考えながら、先ほど申し上げた人材を想定しながら配置していこうと考えております。

教育長 1校1人での申請になりますが、その1人は1つの部ではなく、複数の部を受け持つこともできるということでもよろしいですか。

学校指導課長 当初、東京都や文部科学省は1つの部活動、例えば教員が異動をして廃部になりそうな部、指導者がいない部を想定していました。中学校の意見を聞きますと、複数の部を担当して、例えば今週の土曜日はサッカー部がないからサッカー部について行き、次の日は野球部について行くという方がいらっしゃればそのようにしたいということでありまして、こちらは可能です。学校もそのほうが非常に助かるのではないかと思います。

高橋委員 ありがとうございます。これまでの状態に比べれば、まず一歩進んだ形になりますが、これからその活用等を通して、場合によっては市でもある程度の負担を持って、

教員の働き方改革の中で見ていきますとかなり荷重になっている部分に対して、様々な工夫がなされていくことを願っておりますので、よろしく願いいたします。

富山委員 部活動指導員について別の視点から質問いたします。1校1人となると集まれば600人、半分集まっても300人、6分の1でも100人という人数になります。資料の2ページに研修を任用前及び任用後に行うとありますが、研修の主体、内容及び規模等の概略を教えてください。

統括指導主事 研修につきましては、東京都が年間2回を想定して行っております。また、途中任用の方については、その研修の内容を市に教えていただき、市でも研修が行えるようにと現在言われておりますので、そのような内容で進めたいと思っております。

富山委員 関連して質問です。中学校の場合、部活動を担当する事例を見てみますと、教員自身が中学校または高校時代にそのスポーツをしていて、当時教わったことをそのまま教えている、あるいは、自身は野球をやっていたのだけれども、野球部の顧問は既にいるためサッカー一部の顧問を依頼されることがあります。サッカーは嫌いでやったことがなくてもやらなければならない。「やらなければ」という言葉は悪いですが、そのような状況であれば引き受けるというのが現状だと思います。一方で、働き方改革という視点から短い時間でやらなければいけないという現状があります。そうすると、短い時間で最大の効果を、子どもを育てるという部活の視点及び子どもたちの技術的な向上の視点をもって指導することになります。お聞きしたいのは、この研修の中に学べる場所があるのか。つまり部活動指導員だけではなくて、例えば野球経験がある新卒の先生がサッカー一部の顧問を受け持つ際に、校長先生が少しでも参考になると思うから研修に行くように言うことができれば、新しい知識があればやったことのない先生でも顧問をやりやすいと考えます。研修は部活指導員だけしか行けない、先ほどお話しした新任の先生の場合は受け入れてくれないのでしょうか。わかる範囲で教えてください。

学校指導課長 こちらはあくまでも部活動指導員に対する研修で、むしろ教員ではない方がどのような形で学校の部活動に関わるのかという内容ですので、教員は参加できません。ただし、都や文部科学省なども、例えば特殊な種目の競技についての研修はこれまでもありましたし、そういうものは紹介しております。また、私が顧問をやっているときには顧問同士で情報交換をしたり、初めて受け持った種目については、他校の専門の先生のところにも勉強のために行ったりしながら、ノウハウを身につけてきた経験があります。様々な専門書を読むことや先ほど申し上げたような人間関係の中で顧問としての力を身につけていくものではないかと考えております。

佐久間委員 この方針は、学校以外の市民にも公表される機会はあるのでしょうか。

統括指導主事 こちらの方針については、ホームページで市民の方にも見ていただけるようにしていきたいと思っております。

佐久間委員 そうしますと、この方針を定めるに当たって、スポーツ庁の方針に基づくものであるということをごどこかに書いておいたほうが良いと、全国的なことであるということが分かると良いという気もしますが、いかがでしょうか。

統括指導主事 委員から今御指摘いただいた内容について、本文の内容をもう一回確認させていただいて、公表する際にはその内容を補足する形でホームページに掲載することを考えたいと思います。

4 国分寺市立公民館春の公民館まつりの報告について

(事務局からの説明)

公民館課長兼本多公民館長 資料4を御覧ください。5月に並木公民館、本多公民館、恋ヶ窪公民館で公民館まつりを実施いたしました。詳細につきましては、各公民館長より報告させていただきます。

並木公民館長 今回で29回を数えました並木公民館まつりについて報告いたします。

「手をつなごう 並木の和」をテーマとして実行委員会形式で、5月11日の金曜日から13日の日曜日までの3日間開催いたしました。第五中学校の生徒さんにポスターの原画を、国分寺高校の生徒さんにパンフレットのイラストを描いていただいたほか、作品を展示していただくなど、今年も御協力、御参加いただきました。

まつり初日には並木公民館運営サポート会議の企画による「お囃子に触れてみませんか」と題して、地域の方からお話を伺う講演会を実施いたしました。最終日の後半には雨が降り模擬店の終了時間を繰り上げざるを得ませんでした。そのほかの日は天候に恵まれ、ほぼ例年並の来場者があり、まつりを通して交流の輪が広がりました。

公民館課長兼本多公民館長 第34回本多公民館新緑まつりについて報告いたします。

テーマを「あつまろう たのしもう 出会いの場」とし、5月18日から20日までの3日間開催いたしました。今年度の実行委員会ではにぎわいの創出をどのように演出するかについて力を入れております。入り口付近でバルーンアートを行い、風船を館内の随所に飾って華やかな演出を心がけました。また、子どもも大人もそれぞれの部屋を回ってもらえるようスタンプラリーをいたしまして、人を呼び込み、大勢の方に来てもらえるように工夫をいたしました。お祭りの始まる1か月前から横断幕を張り、機運を盛り上げ、館内のあちらこちらにイラスト図を張り、今このイベントを開催しているというリアルタイムの案内もいたしました。好天に恵まれて、昨年度よりも少し多い2,600人くらいの方にお越しいただきました。また、展示発表しました東京経済大学の青木ゼミの学生が、準備や片づけにつきましてはパネル運びなどの力仕事を積極的にしていただきまして、学生と公民館利用グループや地域の団体との交流も生まれております。

恋ヶ窪公民館長 5月26日、27日と翌週6月2日の3日間にわたりまして「第40回恋ヶ窪公民館祭～いま、広げよう地域の輪～」ということで開催いたしました。今年は、40回目の公民館祭で、恋ヶ窪公民館の開館から45年の記念の年でしたので、実行委員会で記念の行事を行いました。各グループの活動の内容を写真に撮ってスライド上映を行ったり、恋ヶ窪地域の方や、恋ヶ窪公民館の開館時代の職員などをお招きしてパネルトークなどを行ったりしました。また、今年は初めてお隣の第九小学校のジュニアバンドのお子さんたちに出演をいただきまして大変盛り上がりました。そのおかげもありまして、昨年よりも若干多いおよそ1,600の方に御来場いただきました。

(意見・質疑の要旨)

教育長 各館とも様々な工夫が凝らされていて、本当に楽しく活動されている様子を拝見することができました。ありがとうございました。

〔その他〕

指導主事 平成29年度「第3回いじめに関する調査」の結果(訂正版)について、御報告いたします。

本調査結果について、4月26日開催の教育委員会定例会において御報告いたしました。その後、認知件数の数値に誤りがあることがわかり、改めて集計をいたしました。資料その他を御覧ください。右上の調査結果及び左上のグラフの下線部、小学校が認知したいじめの件数を「323」から「334」に訂正いたしました。集計上のミスがありましたことをお詫び申し上げます。今後は、同様の誤りがないよう慎重にチェックを行ってまいります。

教育長 前回、御報告させていただきました結果についての訂正ということで、御了承いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。申しわけございませんでした。ありがとうございました。

それでは、その他についてもう1点、教育総務課長お願いします。

教育総務課長 その他ということで御報告させていただきます。資料はございません。現在、第九小学校、第十小学校におきまして、一昨年、学務課で作成された児童生徒推計をもとに児童数が増となることから、不足する普通教室を確保するため増築棟を現在建設しております。昨年作成されました児童生徒数の推計、また、現在の児童生徒数の状況を見まして、今後同様に不足する普通教室を確保する必要がある学校が予測されます。その場合、適切な時期に増築棟あるいは転用可能な教室を普通教室へ改修することにつきまして、検討してまいりたいと考えております。その際は、教育委員の皆様には御相談させていただきたいと考えております。

(意見・質疑の要旨)

教育長 本年度の児童生徒数の推計はまだ出ておらず現在分析中ということ。特に小学校では児童も増えておりますので、推計が出ましたら今後の対応策を練っていきたいと思います。委員の皆様方にも様々な御意見をいただけたら幸いです。よろしくお願いたします。

〔閉会〕

午前10時28分、教育長は閉会を宣言した。

署名委員 **2番**

3番

調製職員